

令和2年度 第1回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年4月22日(水)
招集場所 健康センター元気館 会議室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第1回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(13:30～)

日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、服部委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第1号 指定学校の変更について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

個人情報により省略 該当者1名

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第1号について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第2号 邑南町教育支援員会委員の委嘱について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

邑南町教育支援員会規則第4条により任期が2年となっており、今年度新たに任命するものです。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっています。同じく規則第3条により、支援員の委員は10人以内で組織することとなっています。委員の構成としては、専門医師、学識経験者、教委関係者、児童福祉施設職員となっています。

土居教育長：

教育関係者の中で、これまで通級指導のある学校の校長にお願いをしていましたが、全学校長に順番にお願いをする方法に今年度から変えていくこととしました。

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第2号については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第3号 邑南町郷土館活動推進協議会委員の委嘱について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

協議会設置要綱により、委員の人数を10名以内と任期を2年と決めておりますので、任期については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

土居教育長：

議案第3号について質問はございませんでしょうか。

教育委員； なし

土居教育長：

議案第3号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第4号 社会教育主事の任命について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

公民館の主事2名が3月9日に社会教育主事の講習を修了しましたので、社会教育主事としての任命をさせていただきます。田所公民館、出羽公民館の主事です。

土居教育長：

議案第4号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第5号 在宅勤務の実施要領について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

新型コロナウイルス感染症に関する対策として、島根県の対策本部より5月6日まで県民に対して生活の維持に必要な場合を除き自宅からの外出をしないこと、大型連休中において都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛の要請を受け、島根県教育委員会においても在宅勤務の活用により、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を進めることとしています。これに基づいて、資料の在宅勤務実施要領の改正が出されています。島根県の要領を、邑南町用に変えていますのでご覧いただきたいと思います。

土居教育長：

専決で5月6日まで臨時休業をしていますが、島根県教育委員会から県立学校の教職員について、在宅勤務の要領が示されました。邑南町においてもこれにならって進めていくということです。第3条のところ、(1)～(7)までは、在宅勤務を希望する職員が申請書を校長に提出をして承認を受ける必要があります。(8)については、所属長；校長となりますが、在宅勤務を命じることになります。その場合、教員の状況を教育委員会に報告をする必要がありますので、様式にある「在宅勤務実施計画表」を提出してもらうことになり

ます。このことについては、明日の校長会で説明をすることにしています。

森岡委員：

業務内容の報告様式がないが。

土居教育長：

様式は定めてはいませんが、学習プリントを作成したとか各事業案の作成、教育計画の見直しなどがありますので、その成果物を提出することになっています。また、教員が使用しているパソコンの持ち帰りは許可が出ましたので、持ち帰っての業務が可能です。それ以外のものについては所属長の許可によります。

服部委員：

休業期間中の在宅勤務ということでもいいか。

土居教育長：

そのとおりです。

今は学校に出勤をしているところを、なるべく感染を防ぐためにもこの方法をとるものです。（８）が在宅勤務の対象となります。

高倉委員：

子どもの世話をする教職員は特別休暇とありましたが。

土居教育長：

小学生までの小さい子どもさんがおられる方が、特別休暇の該当となります。ほか、ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第５号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

以上で、第１回目を終了します。

(～15:06)